



長野県報

3月31日(水)
令和3年
(2021年)
号外

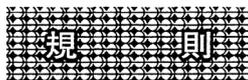
目次

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則(人事課)	1
知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	4
事務処理規則の一部を改正する規則(人事課)	5
長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程(経営推進課)	8
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	10

訓令

長野県電子計算組織の利用に関する規程の一部改正(情報政策課)	12
長野県職員服務規程の一部改正(人事課)	12
組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正(人事課)	12
兼務に関する規程の一部改正(人事課)	13
財務規則第2条に定める所の出納員の任免の一部改正(人事課)	14
職務に専念する義務の特例に関する訓令の一部改正(コンプライアンス・行政経営課)	15
職員安全衛生管理規程の一部改正(職員課)	16
長野県文書規程の一部改正(情報公開・法務課)	17
職員の人事評価等に関する規程の一部改正(職員キャリア開発センター)	18
職員の研修に関する規程の一部改正(職員キャリア開発センター)	19
長野県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正(人権・男女共同参画課)	19
長野県人権施策推進協議会設置規程の一部改正(人権・男女共同参画課)	19
職員の人事評価等に関する規程の一部改正(教育政策課)	20
長野県立学校長職務規程の一部改正(高校教育課、特別支援教育課)	21
長野県立学校職員服務規程の一部改正(高校教育課、特別支援教育課)	21



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第70号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4条の13」を「第4条の12」に、「食肉衛生検査所」を「長野食肉衛生検査所」に改める。

第3条第2号中「情報政策課 先端技術活用推進課」を「DX推進課」に改め、同条第3号中「職員課」を「職員キャリア開発課 職員課」に改め、同条第4号中「次世代サポート課 こども・家庭課 私学振興課」を「私学振興課」に改め、同条第7号中「産業立地・経営支援課」を「経営・創業支援課 産業立地・IT振興課」に、「人材育成課」を「産業人材育成課」に改める。

第3条の2及び第3条の3を次のように改める。

(こども若者局の設置)

第3条の2 県民文化部に、前条に規定する課のほか、こども若者局を置く。

(こども若者局)

第3条の3 こども若者局に次の課を置く。

次世代サポート課 こども・家庭課

第4条中「第3条」を「第3条及び第3条の3」に、「課(」を「課(DX推進課、」に、「私学振興課」を「職員キャリア開発課、私学振興課」に改める。

第4条の5に次の2項を加える。

2 総合政策課に、統計室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 各種の統計及び調査の調整に関すること。
- (2) 統計の普及及び啓発に関すること。
- (3) 基幹統計等統計調査(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (4) 統計データの分析及び活用に関すること。

3 統計室に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。

第4条の6を次のように改める。

(DX推進課)

第4条の6 DX推進課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) デジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。
- (2) 先端技術に係る総合調整に関すること。
- (3) 業務プロセスの改革に関すること。

2 DX推進課に、情報システム及び情報通信ネットワークの管理運営に関する事務をつかさどらせるため、デジタルインフラ整備室を付置する。

第4条の7を削り、第4条の8を第4条の7とし、第4条の9から第4条の13までを1条ずつ繰り上げる。

第5条の2第11号中「センター及び」を削る。

第5条の3中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条の次に次の1条を加える。

(職員キャリア開発課)

第5条の4 職員キャリア開発課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員育成に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 職員研修に関すること。
- (3) 職員の政策研究に関すること。
- (4) 職員の人事評価に関すること。
- (5) 職員の働きやすい職場環境づくりの推進に関すること。

第14条の2第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第14条の6及び第14条の7を削り、第14条の8を第14条の6とし、第14条の9を第14条の7とし、第2章第1節第1款第2目の4中同条の次に次の2条を加える。

(次世代サポート課)

第14条の8 次世代サポート課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・若者の育成支援その他の次世代育成支援及び少子化対策に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 結婚の支援に関すること。
- (3) 青少年の育成及び保護に関すること。
- (4) 困難を有する子ども・若者の支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (5) 社会福祉審議会(児童福祉専門分科会(図書審査部会及び映画審査部会に限る。))に限る。)、青少年問題協議会、発達障がい者支援対策協議会及び子ども・若者育成支援推進本部の庶務に関すること。

(こども・家庭課)

第14条の9 こども・家庭課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 児童福祉に関すること(児童扶養手当に関することに限る。)
- (2) 社会福祉法人(保育に関するものに限る。))に関すること。
- (3) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関すること。
- (5) 社会福祉審議会(児童福祉専門分科会(保育所審査部会及び重大事故検証部会に限る。))及び子育て支援専門分科会に限る。))及び幼保連携型認定こども園審議会の庶務に関すること。

2 こども・家庭課に、児童相談・養育支援室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 児童福祉に関すること(児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関するものを除く。)
- (2) 社会福祉法人(児童の福祉(保育に関するものを除く。))並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉に関するものに限る。))に関すること。
- (3) 要保護女子の保護更生並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること。
- (4) 社会福祉審議会(児童福祉専門分科会(図書審査部会、映画審査部会、保育所審査部会及び重大事故検証部会を除く。))に限る。))

の庶務に関すること。

(5) 児童相談所、松本あさひ学園(児童心理治療施設)、波田学院(児童自立支援施設)及び女性相談センターに関すること。

3 こども・家庭課に、子ども支援センターを付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 子どもに関する各般の問題についての相談に関すること。

(2) 子ども支援委員会の庶務に関すること。

第26条第16号中「食肉衛生検査所」を「長野食肉衛生検査所」に改める。

第28条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) サービス産業(商業を含む。)の振興に関すること。

(7) 流通近代化に関すること。

第28条の2の見出しを「(経営・創業支援課)」に改め、同条第1項中「産業立地・経営支援課」を「経営・創業支援課」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「産業集積」を「創業支援」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号から同項第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項及び第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(産業立地・IT振興課)

第28条の3 産業立地・IT振興課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 産業集積に関すること。

(2) 情報関連産業の振興に関すること(他の所管に属するものを除く。)

第29条第2項中「地酒」の次に「その他の食品」を、「事務」の次に「(他の所管に属するものを除く。)」を加える。

第30条の見出しを「(産業人材育成課)」に改め、同条中「人材育成課」を「産業人材育成課」に改める。

第56条第2項第5号を次のように改める。

(5) 長野県長野食肉衛生検査所

第2章第2節第3款第35目の目名を次のように改める。

第35目 長野食肉衛生検査所

第145条中「食肉衛生検査所」を「長野県長野食肉衛生検査所」に改める。

第146条を次のように改める。

(位置)

第146条 長野県長野食肉衛生検査所の位置は、長野市とする。

第238条の見出しを「(危機管理監及び産業政策監)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「(信州ブランド推進監が所管する事務を除く。)」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第239条第6項中「所付」を「局付又は所付」に改める。

附則第2条中「・長野県北信消費生活センター庁舎」を削る。

附則第7条を削り、附則第6条を附則第7条とし、附則第3条から附則第5条までを1条ずつ繰り下げ、附則第2条の次に次の1条を加える。

(産業政策課の事務の特例)

第3条 産業政策課は、当分の間、第28条各号に掲げる事務のほか、令和元年東日本台風による災害により被害を受けた中小企業等の復旧復興の支援に関する事務(他の所管に属するものを除く。)をつかさどる。

別表第7の長野県松本保健所の項中「松本市 塩尻市」を「塩尻市」に改める。

別表第12から別表第23までを次のように改める。

(別表第12) から (別表第23) まで 削除

別表第32の2の長野県職業能力開発審議会の項中「人材育成課」を「産業人材育成課」に改める。

別表第33の部の項及び企画振興部の項を次のように改める。

部	部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	部長の職務遂行の補佐、部務の整理及び部長が特に命じた事務の処理並びに部の重要施策に係る企画及び部局横断的な調整
企画振興部	企画振興参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐

別表第33の県民文化部の項から産業労働部の項までを次のように改める。

県民文化部	県民文化参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
健康福祉部	健康福祉参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
	衛生技監	部の技術に関する専門的業務の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
環境部	環境参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
	環境技監	部の技術に関する専門的業務の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐

産業労働部	産業労働参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
	産業労働技監	部の技術に関する専門的業務の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐

別表第33の職員キャリア開発センターの項を次のように改める。

こども若者局	局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
--------	----	------------------

別表第33の職員キャリア開発センター、営業局、リニア整備推進局、課又は室の項中「職員キャリア開発センター、」を削り、同表の信濃美術館整備室の項を削り、同表の交通事故相談所の項の次に次のように加える。

私学振興課	私学指導主事	私学教育に関する専門的指導
-------	--------	---------------

別表第33の私学振興課の項を削り、同表の園芸畜産課の項中「第74条」を「第128条」に、「第32条第2項」を「第35条第2項」に改める。

別表第36の農業農村支援センターの項中「第74条」を「第128条」に改め、同表の食肉衛生検査所の項中

食肉衛生検査所

を「長野食肉衛生検査所」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(と畜場法施行細則の一部改正)
- と畜場法施行細則(昭和28年長野県規則第77号)の一部を次のように改正する。
第6条中「と畜場の所在地を管轄する食肉衛生検査所の長」を「長野県長野食肉衛生検査所長」に改める。
(財務規則の一部改正)
- 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「局()の次に「こども若者局、」を加える。
別表第1の6中「上田食肉衛生検査所 松本食肉衛生検査所 長野食肉衛生検査所」を「長野食肉衛生検査所」に改める。
(貸金業法施行細則の一部改正)
- 貸金業法施行細則(昭和58年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「長野県産業労働部産業立地・経営支援課」を「長野県産業労働部経営・創業支援課」に改める。

人事課

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第71号

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則(知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則の一部改正)

第1条 知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則(昭和36年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

本則第2号中「局長」の次に「、局次長」を加え、本則第3号中「課長」の次に「、所長」を加える。

(長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年長野県規則第48号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「局長」の次に「、局次長」を加え、本則第2号中「課長」の次に「、所長」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

人事課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第72号

事務処理規則の一部を改正する規則

第1条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(職員キャリア開発センターを含む。)」を削る。

第6条第1項中「営業局長、リニア整備推進局長又は担当部長(先端技術担当部長、交通担当部長、国際担当部長、こども・若者担当部長、地域医療担当部長、気候変動担当部長又は雇用・就業支援担当部長をいう。以下同じ。)」を「こども若者局長、営業局長又はリニア整備推進局長」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第9条第4項中「が不在のときは」の次に「部の次長が、部長及び部の次長がともに不在のときは」を、「部長」の次に「部の次長」を加え、同条第5項中「が不在のときは」の次に「危機管理部の次長が、危機管理部長及び危機管理部の次長がともに不在のときは」を加え、「及び」を「、危機管理部の次長及び」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 第4項の規定にかかわらず、こども若者局長が主管する事務にあつては、県民文化部長が不在のときはこども若者局長が、県民文化部長及びこども若者局長がともに不在のときは事務を主管する課長が、県民文化部長、こども若者局長及び事務を主管する課長がともに不在のときはこども若者局の他の課長が、これらの者がともに不在のときは知事の承認を受けてあらかじめ県民文化部長が指定した順序により課長がその事務を代決する。

第9条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 こども若者局長が不在のときは事務を主管する課長が、これらの者がともに不在のときはこども若者局の他の課長がその事務を代決する。

第9条第11項を削り、同条第12項を同条第11項とし、同条第13項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項を同条第13項とし、同条第16項から第20項までを2項ずつ繰り上げる。

附則第5項第3号中「・長野県北信消費生活センター庁舎」を削る。

附則第6項中「同(43)のアの(ア)のf」を「同(42)のアの(ア)のf」に、「同(62)の規定」を「同(61)の規定」に、「同(62)のa」を「同(61)のa」に改める。

別表第2の1中「食肉衛生検査所」を「長野県長野食肉衛生検査所」に改める。

別表第2の4の(8)のアの(オ)中「第18条の31第1項」を「第18条の36第1項」に改め、同(カ)中「第18条の31第2項」を「第18条の36第2項」に改め、同(ノ)中「第18条の15第1項」を「第18条の17第1項」に改め、同(ハ)中「第18条の15第2項」を「第18条の17第2項」に改め、同(ヤ)を同(ユ)とし、同(ト)を同(ヤ)とし、同(メ)を同(ト)とし、同(ム)中「第18条の29第1項」を「第18条の34第1項」に改め、同(ム)を同(メ)とし、同(ミ)中「第18条の26」を「第18条の31」に改め、同(ミ)を同(ム)とし、同(マ)中「第18条の25第1項」を「第18条の30第1項」に改め、同(マ)を同(ミ)とし、同(ホ)中「第18条の24第1項」を「第18条の29第1項」に改め、同(ホ)を同(マ)とし、同(ヘ)中「第18条の23第1項」を「第18条の28第1項」に改め、同(ヘ)を同(ホ)とし、同(フ)中「第18条の19」を「第18条の21」に改め、同(フ)を同(ヘ)とし、同(ヒ)中「第18条の16」を「第18条の18第2項」に改め、同(ヒ)を同(フ)とし、同(ハ)の次に次の事項を加える。

(ヒ) 第18条の18第1項の規定による措置命令

別表第2の4の(8)のオの(カ)を同(キ)とし、同(オ)を同(カ)とし、同(エ)の次に次の事項を加える。

(オ) 第6条の2第2項の規定による承継の届出の受理

別表第2の4の(12)のオ中「民間との協働による山岳環境保全事業交付要綱」を「ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金交付要綱」に改め、同カを削り、同(12)に次の事項を加える。

カ 登山道災害復旧早期支援事業補助金交付要綱(令和2年4月1日付け2自保第1号環境部長通知)の規定に基づく補助金の交付

キ 中央アルプス国定公園重点整備支援事業補助金交付要綱(令和2年5月20日付け2自保第3号環境部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の4の(13)のサに次の事項を加える。

(シ) 附則第11条第1項の規定による助言又は指導

(ス) 附則第11条第2項の規定による勧告

(セ) 附則第11条第3項の規定による措置命令

別表第2の4の(16)のトを同ニとし、同チからテまでを同テからナまでとし、同テの前に次の事項を加える。

ツ 主要穀類オリジナル品種戦略的拡大事業補助金交付要綱(平成28年3月28日付け27農技第687号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)

別表第2の4の(16)のタを同チとし、同アからソまでを同イからタまでとし、同イの前に次の事項を加える。

ア 主要農作物生産対策事業補助金交付要綱(昭和53年9月18日付け53農技第473号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)

別表第2の4の(16)に次の事項を加える。

ヌ スマート農業総合推進対策事業補助金交付要綱(令和3年3月31日付け2農技第602号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)

ネ 水田麦・大豆産地生産性向上事業交付要綱(令和3年3月31日付け2農技第620号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)

別表第2の4の(42)のモ中「松くい虫枯損木利活用事業補助金交付要綱」を「森林病害虫被害枯損木利活用事業補助金交付要綱」に改め、同(49)のキ中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同ク中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同ケ中「第15条第3項」を「第16条第3項」に改め、同コ中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同(50)のカ中「第76条第2項」を「第70条第2項」に改め、同キ中「第76条第8項」を「第70条第7項」に改め、同ク中「第77条第2項」を「第71条第2項」に改め、同(56)のタの(ア)中「第46条第1項」を「第171条第1項」に改め、同(イ)中「第47条第1項」を「第172条第1項」に改め、同(ウ)中「第47条の2第1項」を「第173条第1項」に改め、同(57)中「信州ものづくり産業投資応援条例」を「長野県産業投資応援条例」に、「ものづくり産業応援助成金交付要綱(平成17年3月24日付け16産技第491号商工部長通知)」を「長野県産業投資応援助成金交付要綱(令和3年3月15日付け2産経第478号産業労働部長通知)」に改め、同6の(28)中「・長野県北信消費生活センター庁舎」を削り、同7の(3)の(ア)中「第2条第2項第2号」を「第3条第2項第2号」に改め、同イ中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同ウ中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同エを削り、同オ中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「生活困窮者家計相談支援事業」を「生活困窮者家計改善支援事業」に改め、同オを同エとし、同(3)に次の事項を加える。

オ 第7条第2項の規定による生活困窮者一時生活支援事業の実施

別表第2の14の(11)のイに次の事項を加える。

(ト) 第20条第3号の規定による措置内容の届出の受理

別表第2の14の(12)の(ハ)を同(フ)とし、同(ノ)を同(ヒ)とし、同(ネ)を同(ハ)とし、同(ヌ)の次に次の事項を加える。

(ネ) 第38条の3第4項の規定による措置入院者の退院の決定

(ノ) 第38条の5第5項の規定による措置入院者の退院の決定

別表第2の14の(17)の(ケ)を同(コ)とし、同クを同(ケ)とし、同キを同(ク)とし、同カの次に次の事項を加える。

キ 第10条の2第1項の規定による届出の受理

別表第2の14の(18)の(キ)を同(ケ)とし、同(イ)から(カ)までを同(エ)から(ク)までとし、同(ア)中「(エ)」を「(カ)」に改め、同(ア)を同(ウ)とし、同(ウ)の前に次の事項を加える。

(ア) 第8条第1項の規定による届出の受理

(イ) 第26条第1項の規定による検査の命令

別表第2の14の(18)の(イ)及び(ウ)を削り、同エを同イとし、同(29)のカ中「第70条第2項」を「第70条第3項」に改め、同カを同キとし、同オを同カとし、同エの次に次の事項を加える。

オ 第69条第5項の規定による立入検査等

別表第2の14の(30)の(ナ)を同(ヌ)とし、同(ツ)から(ト)までを同(ト)から(ニ)までとし、同(チ)の次に次の事項を加える。

(ツ) 第30条の14第2項の規定による廃棄の届出の受理

(テ) 第30条の14第3項の規定による譲受けの届出の受理

別表第2の14の(35)中「第23条第1項」を「第24条第1項」に、「質問」を「及び質問」に改め、同52を同53とし、同41から51までを同42から52までとし、同40中「37の(7)」を「38の(7)」に改め、同40を同41とし、同39を同40とし、同38の(1)中「37の(12)」を「38の(12)」に改め、同38を同39とし、同37の(1)の(ケ)中「ネ」を「ナ」に改め、同ツを削り、同テを同ツとし、トを削り、同ナを同テとし、同ニを同トとし、同トの次に次の事項を加える。

ナ 信州健康エコ住宅助成金交付要綱(令和3年3月26日付け2建住第542号建設部長通知)の規定に基づく助成金の交付

別表第2の37の(1)の(ニ)を「ナ」に改め、同ヌを同ニとし、同(2)の(イ)及び(オ)中「第34条第11号又は第13号に該当するもの」を「第34条第10号、第11号又は第13号に該当するもので開発区域の面積が4万平方メートル以下のもの」に改め、同(ウ)及び(ク)中「第36条第1項第3号の(ロ)」を「第36条第1項第3号の(イ)(都市計画法第34条第10号に係るものに限る。)、(ロ)」に改め、同(3)の(ア)の(ケ)中「(コ)及び(サ)」を「(シ)及び(ス)」に改め、同(ム)を同(リ)とし、同(フ)から(ミ)までを同(リ)から(ロ)までとし、同(ヒ)中「(ス)、(ク)、(テ)及び(ナ)」を「(リ)、(ル)、(ハ)、(ヌ)及び(ム)」に改め、同(ヒ)を同(ヨ)とし、同(ハ)を同(ユ)とし、同(ノ)を同(ヤ)とし、同(ヤ)の前に次の事項を加える。

(ヒ) 第48条の20第1項の規定による歩行者利便増進道路の指定

(フ) 第48条の20第2項の規定による市町村長との協議

(ハ) 第48条の20第5項の規定による歩行者利便増進道路の指定の公示

(ホ) 第48条の23第1項の規定による公募占用指針の策定

(マ) 第48条の23第6項の規定による公募占用指針の公示

(ミ) 第48条の25第3項の規定による警察署長との協議

(ム) 第48条の26第1項の規定による歩行者利便増進計画の認定

(メ) 第48条の26第2項(第48条の27第3項において準用する場合を含む。)の規定による歩行者利便増進計画の認定の公示

(エ) 第48条の27第2項の規定による歩行者利便増進計画の変更の認定

別表第2の37の(3)の(ア)の(ネ)を同(ハ)とし、同(コ)から(ク)までを同(シ)から(ソ)までとし、同(ケ)の次に次の事項を加える。

(イ) 第33条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)(サ)において同じ。)の規定による警察署長との協議

(ロ) 第33条第4項の規定による利便増進誘導区域の指定の公示

別表第2の37の(18)中「(3)の(ア)の(ミ)」を「(3)の(ア)の(ロ)」に改め、同(21)中「(23)から(31)」を「(22)から(30)」に改め、同(25)のシの(ツ)中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同(テ)中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同(ト)中「第30条第2項(第31条第2項)」を「第35条第2項(第36条第2項)」に改め、同(チ)中「第30条第3項(第31条第2項)」を「第35条第3項(第36条第2項)」に改め、同(ニ)及び(ヌ)中「第30条第7項(第31条第2項)」を「第35条第7項(第36条第2項)」に改め、同(ネ)中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同(ノ)中「第32条」を「第37条」に改め、同(ハ)中「第33条」を「第38条」に改め、同(ヒ)中「第34条」を「第39条」に改め、同(フ)中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同(ヘ)中「第36条第2項」を「第41条第2項」に改め、同(ホ)中「第37条」を「第42条」に改め、同(マ)中「第38条第1項」を「第43条第1項」に改め、同37を同38とし、同36を同37とし、同35を同36とし、同34の(1)の(エ)及び(オ)中「第31条第2項」を「第31条第3項」に改め、同34を同35とし、同21から33までを同22から34までとし、同20中「食肉衛生検査所長」を「長野県長野食肉衛生検査所長」に改め、同20の(3)の(イ)中「第54条」を「第59条」に改め、同20を同21とし、同16から19までを同17から20までとし、同15中「15の(12)」を「14の(12)」に改め、同15を同16とし、同14の次に次の事項を加える。

15 松本保健所長に委任する事項

松本市の区域における14の(12)及び(37)から(43)までに掲げる事項

別表第3の3中「同(8)の(ア)の(メ)」を「同(8)の(ア)の(モ)」に、「オの(カ)」を「オの(キ)」に、同7中「同(12)の(ア)の(ネ)及び(ノ)」を「同(12)の(ア)の(ハ)及び(ヒ)」に、「同(18)の(ア)の(ア)」を「同(18)の(ア)の(イ)」に、「同(30)の(ア)の(テ)から(チ)」を「同(30)の(ア)の(ト)から(タ)」に改め、同8中「別表第2の34の(1)の(ソ)」を「別表第2の35の(1)の(ソ)」に改め、同9中「別表第2の37の(2)の(ア)の(イ)」を「別表第2の38の(2)の(ア)の(イ)」に、「同38及び同40」を「同39及び同41」に改める。

別表第4中「副知事、会計管理者、部長、会計局長、職員キャリア開発センター所長、営業局長、リニア整備推進局長及び担当部長が専決する事項」を

「副知事、会計管理者、部長、会計局長、子ども若者局長、営業局長及びリニア整備推進局長が専決する事項」に改め、同1の(5)中

「、女性活躍推進監」及び「、信州ブランド推進監」を削り、同3中「職員キャリア開発センター所長」を「子ども若者局長」に、「リニア整備推進局長及び担当部長」を「及びリニア整備推進局長」に改め、同(15)中「、女性活躍推進監」及び「、信州ブランド推進監」を削り、同(16)中「、リニア整備推進局長又は担当部長」を「又はリニア整備推進局長」に改め、同(17)中「営業局長」を「子ども若者局長、営業局長及び」に改め、同4を削り、同5中「営業局長」を「子ども若者局長、営業局長」に、「リニア整備推進局長及び担当部長」を「及びリニア整備推進局長」に改め、同5の(2)中「、リニア整備推進局長又は担当部長」を「又はリニア整備推進局長」に改める。

別表第5中「職員キャリア開発センター所長及び課長が専決する事項」を「課長が専決する事項」に改め、同1中「職員キャリア開発センター所長が専決する事項及び」を削る。

別表第7の1の(1)の(ク)中「特別休暇」の次に「、不妊治療休暇、子育て部分休暇」を加える。

別表第9の7中「食肉衛生検査所長」を「長野県長野食肉衛生検査所長」に改める。

第2条 事務処理規則の一部を次のように改正する。

別表第2の14の(18)の(ア)の(ク)中「(カ)」を「(キ)」に改め、同(エ)中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同(オ)中「第53条第2項」を「第56条第2項」に、「受理」を「受理(第57条第2項において準用する場合を含む。)」に改め、同(ケ)中「第63条」を「第69条」に改め、同(ケ)を同(サ)とし、同(ク)中「第56条」を「第61条」に改め、同(ク)を同(コ)とし、同(キ)中「第55条第1項」を「第60条第1項」に改め、同(キ)を同(ケ)とし、同(カ)中「第54条」を「第59条」に改め、同(カ)を同(ク)とし、同(オ)の次に次の事項を加える。

(カ) 第57条第1項の規定による届出の受理

(キ) 第58条第1項の規定による届出の受理

別表第2の14の(29)の(オ)中「第69条第5項」を「第69条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中事務処理規則別表第2の14の(17)の(ケ)を同(コ)とし、同(ク)を同(ケ)とし、同(キ)を同(ク)とし、同(カ)の次に次の事項を加える改正規定、同(18)の(イ)及び(ウ)を削り、同(エ)を同(イ)とする改正規定及び同20の(3)の(イ)の改正規定、第2条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに次項の規定 令和3年6月1日

(2) 第2条中事務処理規則別表第2の14の(29)の(オ)の改正規定 令和3年8月1日

(経過措置)

2 長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例(令和3年長野県条例第13号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の長野県食品安全・安心条例(平成24年長野県条例第76号)の規定に基づく次に掲げる事項について

は、保健所長に権限を委任する事項とする。

- (1) 第20条第1項の規定による食品等の回収の報告の受理
- (2) 第20条第4項の規定による指導等
- (3) 第20条第5項の規定による食品等の回収の終了の報告の受理

人 事 課

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和3年3月31日

長野県公営企業管理者 小林 透

長野県公営企業管理規程第7号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 経営推進課に、スマート化推進センターを付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 危機管理に係る総合調整に関すること。
- (2) 技術指導に関すること。
- (3) 施設の運転制御及びスマート化に関すること。
- (4) 水道事業等の広域化及び広域連携に関すること。

第26条第1項中「及び本庁の課」を「、本庁の課及びスマート化推進センター」に改める。

第32条中「課」を「課、スマート化推進センター」に改める。

別表第2の南信発電管理事務所の項中「及び」を「、信州もみじ湖発電所、くだもの里まつかわ発電所、小渋えんまん発電所、松川ダム発電所、奈良井発電所及び」に改め、同表の北信発電管理事務所の項中「奥裾花第2発電所」の次に「、豊丘ダム発電所」を加える。

別表第3の南信発電管理事務所の項中

管理課		<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気施設の管理に関する事項 (2) 土木施設等の維持管理に関する事項 (3) 技術に関する事項 (4) 発電所の工事の設計及び工事監理に関する事項
制御課		<ul style="list-style-type: none"> (1) 発電計画及び統計に関する事項 (2) 発電所の運転に関する事項 (3) 発電所の電気施設の維持保全に関する事項

を

建設第一課
建設第二課
建設第三課

- (1) 発電所の工事の設計及び工事監理に関する事項
- (2) 電気施設、土木施設等の維持管理に関する事項
- (3) 技術に関する事項
- (4) 発電所の運転に関する事項

に改め、同表の北信発電管理事務所の項中「管理課又は」を

「他の課又は」に、

管理課		<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気、土木施設等の維持管理に関する事項 (2) 技術に関する事項 (3) 発電計画及び統計に関する事項 (4) 発電所の運転及び湯の瀬ダムの操作に関する事項
-----	--	---

を

建設第一課 建設第二課	(1) 発電所の工事の設計及び工事監理に関する事項 (2) 電気施設、土木施設等の維持管理に関する事項 (3) 技術に関する事項 (4) 発電所の運転及び湯の瀬ダムの操作に関する事項
----------------	--

に改める。

別表第10中「及び本庁の課」を「、本庁の課及びスマート化推進センター」に改め、同表の局の項中

局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
局次長	局長の職務遂行の補佐、局務の整理及び局長が特に命じた事務の処理並びに局の重要施策に係る企画及び知事の事務部局等との調整

に

改め、同表の課の項中 「課」 を 「課又はスマート化推進センター」 に改め、同表の経営推進課の項の次に次のように加える。

スマート化 推進センタ ー	所長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
	電気主任技術者	電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条第1項に規定する職務
	ダム水路主任技術者	電気事業法第43条第1項に規定する職務

別表第12の現地機関の項中「(昭和39年法律第170号)」を削る。

附 則

(施行期日)

- この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。
(長野県企業局文書取扱規程の一部改正)
- 長野県企業局文書取扱規程（昭和36年長野県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「及び」を「(スマート化推進センターを含む。)及び」に改める。
(長野県企業局職員分限懲戒委員会規程の一部改正)
- 長野県企業局職員分限懲戒委員会規程（昭和40年長野県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「局長」を「局長、局次長」に改める。
(長野県企業局事務処理規程の一部改正)
- 長野県企業局事務処理規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。
第6条第2項中「課長」の次に「又はスマート化推進センター所長（以下「本庁の課長」という。）」を加える。
第8条第2項中「が不在のときは」の次に「局次長が、局長及び局次長が共に不在のときは」を、「局長」の次に「局次長」を加え、「ともに」を「共に」に、「本庁の他の」を「他の本庁の」に改める。
別表第4中「の課長」の次に「(スマート化推進センター所長を除く。)」を加える。
(企業職員の給与に関する規程の一部改正)
- 企業職員の給与に関する規程（昭和43年長野県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「企業参事」 を 「局次長
企業参事」 に、

「本庁の課長」 を 「本庁の課長
スマート化推進センター所長」 に改める。

(管理者の職務執行者を定める規程の一部改正)

- 管理者の職務執行者を定める規程（昭和59年長野県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「、又は」を「又は」に、「あつては、」を「あつては局長、企業局長及び局長に事故があるとき又は企業局長及び局長が欠けたときにあつては」に改める。

経営推進課

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第5号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中 「女性活躍推進監
産業政策監
信州ブランド推進監」 を 「産業政策監」 に、 「地域振興局長」 を 「上田地域振興局長、木曾地域振興局長及び北信地域振興局長以外の地域振興局長」 に、 「教育次長
労働委員会事務局長」 を 「教育次長」 に、 「担当部長」 を 「知事の事務部局の本庁の部の次長」 に、 「職員キャリア開発センター所長
県民文化参事」 を 「県民文化参事
子ども若者局長」 に、 「総合県税事務所長」 を 「上田地域振興局長 木曾地域振興局長 北信地域振興局長」 に、 「看護大学事務局長
精神保健福祉センター所長」 を 「看護大学事務局長」 に、 「水産試験場長」 を 「水産試験場長
林業大学校長」 に、 「県立歴史館長」 を 「労働委員会事務局長」 に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「新型コロナウイルス対策担当の参事 担当部長 職員キャリア開発センター所長」を「子ども若者局長」に、「会計管理者」を「部の次長 地域医療担当の参事 会計管理者」に、「及び職員キャリア開発センター」を「及び職員キャリア開発課」に、「財政課」を「職員キャリア開発課の担当係長、主査、主任及び主事 財政課」に、「主事 職員キャリア開発センターの担当係長、主査、主任及び主事」を「主事」に、「看護部長」を「管理部長 看護部長」に、

「食肉衛生検査所」を「長野食肉衛生検査所」に改め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の項中

「館長 次長」を「館長 副館長」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の医療職給料表(2)の項中「食肉衛生検査所」を「長野食肉衛生検査所」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第4条 給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の食肉衛生検査所の項中「食肉衛生検査所」を「長野食肉衛生検査所」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第5条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中「女性活躍推進監
産業政策監
信州ブランド推進監」を「産業政策監」に、

「地域振興局長」を「上田地域振興局長、木曾地域振興局長及び北信地域振興局長以外の地域振興局長」に、「担当部長」を

「本庁の部の次長」に、「職員キャリア開発センター所長
県民文化参事」を「県民文化参事
こども若者局長」に、

「総合県税事務所長」を「上田地域振興局長 木曾地域振興局長 北信地域振興局長」に、「看護大学事務局長
精神保健福祉センター所長」を

「看護大学事務局長」に、「水産試験場長」を「水産試験場長
林業大学校長」に改め、

「総合県税事務所長以外の」を削り、「食肉衛生検査所長」を「精神保健福祉センター所長
県立総合リハビリテーションセンター管理部長
長野食肉衛生検査所長」に、

「家畜保健衛生所長
林業大学校長」を「家畜保健衛生所長」に改め、「県立総合リハビリテーションセンターの」の

次に「管理部長以外の」を加え、同アの教育委員会の事務局及び教育機関の項中「県立長野図書館長
県立歴史館長」を

「県立長野図書館長」に、「体育センター所長」を「体育センター所長
県立歴史館長」に、

「県立歴史館副館長」を「県立長野図書館副館長」に改め、同アの労働委員会事務局の項中「1種」

を「2種」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

人事委員会事務局